



行政資料ポスター 1950年代 1



昭和 20～40 年代「A Dog's Life 犬の生活」

昭和 25 年（1950）、狂犬病の予防とその蔓延（まんえん）防止を目的として、「狂犬病予防法」が制定されました。飼いイヌの登録、年 1 回の狂犬病予防注射の義務づけなどを定めたものです。かわいらしいイヌが描かれた上のポスターは、「狂犬病予防法」の趣旨を周知・徹底させるため、山口県が作成・配付したものです。この法律の施行もあり、昭和 32 年を境に、全国的に狂犬病の発生はなくなります。

それに代わって全国的な問題となったのは、さまざまな「犬害」—人や家畜への咬傷被害、農作物被害、鳴き声、放し飼い、捨て犬＝野犬の増加など—です。それは、ペットとして飼育されるイヌの増加と、その一方で生じた、無責任なイヌの飼い方を原因とするものでした。

山口県の場合、昭和 42 年時点で県内犬の推定総数 91,500、うち 45,100 が野犬と推定されています。

昭和 44 年 4 月、県公衆衛生課は、「犬害防止 10 年計画」を策定し、正しいイヌの飼い方の普及、野犬化の防止、野犬の取り締まり徹底に乗り出しました。その中心的な役割を果たしたのは、県内 3ヶ所に県が設置した畜犬指導班基地（東部・中部・西部）でした。

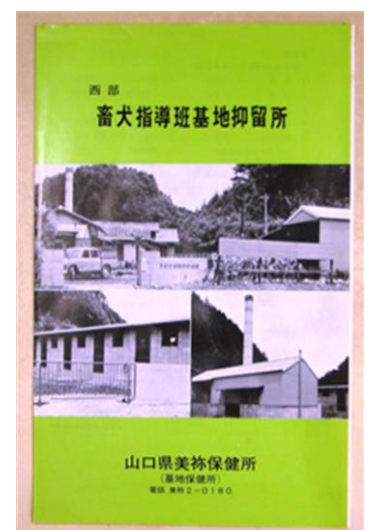
さらに、昭和 47 年 12 月、県は「犬による人畜その他への害を防止することにより、社会生活の安全を確保し、あわせて公衆衛生の向上を図ること」を目的に、「山口県飼犬等取締条例」を制定します。これにより、飼い主に対し、正しいイヌの飼い方が定められ、守るべき最低限のルールも義務づけられることになりました。

ヒトと最も親しい動物のひとつであるイヌ、そのイヌとヒトとが良好な関係を保ち、お互いが幸せに暮らす社会生活を営むこと、それはヒトが常にこころがけるべきことでしょう。

畜犬指導班

県が設置した畜犬指導班は、野犬の駆除、正しい犬の飼い方の指導、犬の登録および予防注射の推進、不用犬の引き取りなどを業務とし、昭和 43 年度より美祢、岩国、徳山の 3ヶ所に置かれました。

畜犬指導班の基地抑留所には「処分された」犬の霊を弔うための「犬魂碑」も設けられていました。



【県広報課撮影の写真から】

（文書館蔵。Web サイトでもみることができます）



狂犬病予防注射のようす（昭和 30 年代か）
〈グラフ山口-衛生 271〉



西部畜犬指導班基地抑留所
〈グラフ山口-衛生 277〉



畜犬指導班が使用した野犬抑留車〈グラフ山口-衛生 279〉
捕らえられた野犬は、この車で畜犬指導班基地抑留所へ運ばれた。